

太子町高齢者補聴器購入費助成事業について

聴力の低下による心身の機能低下を予防するため、補聴器の装用が必要と医師が認める 65 歳以上の高齢者に対し、補聴器の購入費用の一部を助成します。

対象者

以下の全てに該当する人

- (1) 太子町内に住所を有する満 65 歳以上の人
- (2) 聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない人
- (3) 両耳の聴力レベルがおおむね 40 デシベル以上 70 デシベル未満の中等度難聴であって、耳鼻咽喉科の医師が補聴器の使用の必要性を認めた人
- (4) 令和 7 年 4 月 1 日以降に補聴器を購入される人
- (5) 過去にこの事業の助成を受けていない人
- (6) 町税を滞納していない人

助成内容

補聴器本体の購入にかかった費用の一部または全部を 20,000 円 を上限として助成
(留意事項)

- ・助成は一人 1 回限り
- ・補聴器本体の購入にかかる費用が対象
- ・20,000 円を下回った場合はその金額(100 円未満の端数切捨て)
- ・付属品、送料、診察料、文書料は対象外
- ・故障・修理、メンテナンス費は対象外
- ・集音器は対象外

問合せ先

太子町高年介護課 高年福祉係
〒671-1592 揖保郡太子町鷺 280 番地 1
TEL 079-276-6639 FAX 079-277-6031

※助成金交付決定前に購入した補聴器は助成対象外です。事前にご相談ください。

申請の流れは裏面をご覧ください

申請の流れ

- (1) 役場(高年介護課)にて申請書等を受け取る。
- (2) 耳鼻咽喉科を受診し、補聴器の使用の適否について医師に確認し、補聴器の使用が認められた場合は、医師意見書の発行を依頼する。
※受診料、検査料、文書料は自己負担です。
- (3) 補聴器販売店に見積書の発行を依頼する。(金額・型番の分かるもの)
助成の対象となる補聴器は管理医療機器の指定を受けたものに限ります。
※見積書の宛先は補聴器を装用するご本人氏名で発行を受けてください。
- (4) 申請書に医師意見書と見積書の写しを添付し、役場(高年介護課)に提出する。
※見積書は発行日より6カ月以内のものとする。
⇒ 提出後2週間程度で太子町高齢者補聴器購入費助成金交付(不交付)決定通知書及び交付決定者には助成金請求書様式を送付します。
- (5) 補聴器を購入する
助成金交付決定通知書が届いたら、補聴器を購入する。
※交付決定通知のあった年度内に購入してください。
※領収書は金額・型番が明記されていることを確認の上、宛先は補聴器を装用する本人のご氏名で発行を受けてください。
- (6) 助成金の請求をする
請求書に下記のを添付して役場(高年介護課)へ提出して下さい。
 - ・補聴器購入の領収書(写し)
 - ・振込先の通帳の写し(ご本人の口座へ振り込みます)⇒ 請求書を受理した翌月末頃を目安に助成金を支給します。